

# 平成28年度BEMS導入支援事業補助金に係る 補助対象BEMS提供事業者公募要領（第1次追加分）

## 1 趣 旨

（一社）京都産業エコ・エネルギー推進機構（以下「機構」という。）が実施するBEMS導入支援事業補助金の交付対象とするBEMS（以下「補助対象BEMS」という。）を提供する事業者（以下「補助対象BEMS提供事業者」という。）を追加公募するものである。

なお、BEMS導入支援事業補助金については、BEMS導入支援事業補助金交付要領を参照すること。

また、平成27年度京都府BEMS導入支援事業補助金に係る補助対象BEMS提供事業者のうち、平成28年5月20日（金）までに「平成28年度BEMS導入支援事業補助金補助対象BEMS提供事業者登録申請書（様式第1号）」を機構理事長あてに提出した事業者については、本公募要領による同申請書をあらためて提出する必要はない。

## 2 補助対象BEMS提供事業者の要件

補助対象BEMS提供事業者は、次のI及びIIの要件を満たす事業者とする。

### I 補助対象BEMSの提供が可能であること

下表に掲げる機能要件を満たすBEMSを提供できること。

なお、これら機能は、すべて事業所に導入するシステムに係る機能要件であり、クラウド型システムの場合におけるセンターシステムの機能要件については、特に指定しない。

番号	区分	項 目		機 能	
1	○	エネルギーの計測と見える化	電力	電力消費量	事業所全体の電力消費量を計測できること。
2	○				主たる電力負荷設備の電力消費量を計測できること。
3				発電量・売電量	太陽光発電、燃料電池等の発電設備を有する場合、機器ごとの発電量及び売電量を計測できること。（他社の発電設備である場合など、計測できない場合を除く）
4				蓄電量・放電量	蓄電設備を有する場合、蓄電量及び放電量を計測できること。（非常用など、計測する必要がない場合を除く）
5	○			計測間隔	事業所全体の30分以内の積算電力消費量を計測できること。
6	○			見える化	事業所全体の30分以内の積算電力消費量を表示できること。
7		電力以外（ガス、重油等）	エネルギー消費量	事業所全体のエネルギー（電力除く）消費量を計測できること。	
8				主たるエネルギー（電力除く）負荷設備のエネルギー（電力除く）消費量を計測できること。	
9				見える化	事業所全体の積算エネルギー（電力除く）消費量を表示できること。

10			全体	見える化	事業所全体のエネルギー(電力含む)消費量を原油換算値(kl)で表示できること。
11		接続機器の制御	ローカル制御(※)		省エネやピーク対策のために、各機器を自動制御できること。
12	遠隔制御(※)		地域電力のひっ迫時等に、事業所から離れた場所から制御できること。(機器直接制御でもデマンド目標値変更による間接制御でも可)		
13	発電、蓄電設備(※)		発電、蓄電設備を有する場合、事業所及び事業所から離れた場所から稼働状態を変更できること。		
14	○	デマンドの管理	デマンド警報		事業所全体の30分積算電力量の目標値を設定し、設定された目標値を超える可能性が高い場合には、メール等で警報を発することができること。
15	デマンドピークの制御(※)		上記の場合に、電力消費量を自動制御できること。		
16	デマンドレスポンス		補助対象BEMS提供事業者が電力会社等から要請を受けた場合、自社のセンターシステムと連携して、事業所から離れた場所からでも電力使用量を抑制できること。		

- (注) ・「区分」欄の○印は必須であり、その他は任意である。  
・「項目」欄の※印のあるものは、制御履歴を保存できるようにすること。

## Ⅱ 補助事業者が行う電力使用状況報告の代行が可能であること

補助対象BEMS提供事業者は、自社の補助対象BEMSを導入した補助事業者の電力の使用状況を、下記報告手順に従い、当該補助事業者に代わって機構に報告すること。

また、電力の使用状況は、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度(平成28年度)及びその翌年度(平成29年度)の2箇年分について報告すること。

なお、この報告は、補助対象BEMS提供事業者の協力会社等が行うこともできるが、この場合、あらかじめ補助対象BEMS提供事業者登録申請書(様式第1号)とともに、定期報告協力事業者概要書(様式第3号)を機構に提出し、「定期報告協力事業者」として登録する必要がある。

### 【電力使用状況の報告手順】

#### (1) 報告事項

- 補助対象BEMSを導入した事業所全体の電力消費量  
(全体のみで可。空調、照明等の内訳は不要)

#### (2) 提出データの内容等

区分	提出時期	提出データの内容	
		①BEMS導入前データ	②BEMS導入後データ
第1回報告	平成29年4月28日(金)	補助対象BEMSの運用開始月を最終月とする13箇月分の電力消費量が分かる資料(電気料金請求書写し等)	補助対象BEMSの運用開始時点から平成29年3月31日までの電力消費量データ(※)

		<例示> 平成28年9月15日に運用開始 →平成27年9月～平成28年9月の 月別の電力消費量が分かる資料を提出	
第2回 報告	平成30年 4月27日 (金)		平成29年4月1日から平成30 年3月31日までの電力消費量デ ータ(※)

### (3) データフォーマット

○上表の「②BEMS導入後データ(※)」のデータフォーマットは、次に示す形式を満たすこと。また、粒度は30分単位で、補助対象BEMSから抽出したデータであること。

<例示> 平成29年2月15日から平成29年3月31日まで

日 時	電力消費量(kWh)
201702150030	55.0
201702150100	87.0
201702150130	123.0
⋮	⋮
201703312300	288.0
201703312330	196.0
201704010000	80.0

### (4) データ提出方法

提出データ	提出方法
①BEMS導入前データ	補助事業者から電気料金請求書写し等を入手の後、PDF化して、電子メールにより機構あて送信
②BEMS導入後データ	電力消費量データをCSV化して、電子メールにより機構あて送信

注) 補助対象BEMS提供事業者が他の方法を希望する場合は、事前に相談すること。

## 3 補助対象BEMS提供事業者等の欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、補助対象BEMS提供事業者又は定期報告協力事業者とならないものとする。

ア 京都府税を滞納している者

イ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

ウ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

オ 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- ク 補助対象BEMS提供事業者又は定期報告協力事業者が、イからカまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（キの場合を除く。）に、機構理事長が当該事業者に対して当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

#### 4 応募方法

##### (1) 申請書等の入手方法

機構のホームページ (<http://www.kyoto-eco.jp/>) から申請書等の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、機構あて提出すること。

##### (2) 提出書類

番号	提出書類	摘要
1	平成28年度BEMS導入支援事業補助金補助対象BEMS提供事業者登録申請書（様式第1号）	
2	BEMS提供事業者概要書（様式第2号）	
3	定期報告協力事業者概要書（様式第3号）	定期報告協力事業者が報告する場合のみ提出
4	BEMS概要書（様式第4号）	
5	事業者登記簿謄本	
6	会社概要	
7	決算報告書	直近の会計年度のもの
8	カタログ類（補助対象BEMSのシステム概要、構成する製品の性能、価格等が分かる書類等）	

##### (3) 応募期間

平成28年6月20日(月) ～ 平成28年7月11日(月)

#### 5 選定方法

機構は、有識者等で構成する審査委員会の意見を聴いた上で、補助対象BEMS提供事業者を選定する。

なお、審査の際に必要ながあれば、申請者に対し対面又は電話によりヒアリングを行うことがある。

#### 6 申請書の提出先（問合せ先）

（一社）京都産業エコ・エネルギー推進機構

〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館 3階

TEL (075) 323-3840

FAX (075) 323-3841

Eメール center.k-ecoene@k-ecoene.org